

4日獣発第109号  
令和4年7月20日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

## 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する 法律の遵守の徹底について

このことについて、令和4年6月24日付け4畜産第720号をもって農林水産省畜産局畜産振興課長から別紙のとおり通知がありました。

このたび、家畜人工授精所における業務の実態の把握や法令遵守の徹底等を図るため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく立入検査を実施したところ、①家畜人工授精用精液とその家畜人工授精用精液証明書の一体的な取扱い、②家畜人工授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付、③授精証明書の適切な交付に係る対応、④容器への表示や譲渡等記録簿の記載・保存、⑤家畜人工授精所の開設者の都道府県知事に対する運営状況の報告に係る対応、⑥遺伝資源法による知的財産としての価値の保護に必要な契約等による使用者の範囲や目的の制限の明示について、一部の家畜人工授精所において適正な業務が行われていないことが発覚したため、家畜人工授精所をはじめとする関係者に指導徹底を依頼されました。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：山本

TEL 03-3475-1601

4 畜産第 720 号  
令和 4 年 6 月 24 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律  
の遵守の徹底について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号。以下「遺伝資源法」という。）が令和 2 年 10 月に施行されたことを踏まえ、家畜人工授精所における業務の実態の把握や法令遵守の徹底等を図るため、都道府県等の関係機関及び関係団体の協力の下、各家畜人工授精所に対し自己点検の実施を要請するとともに、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「増殖法」という。）に基づく立入検査を実施しました。

これらの結果は、別添のとおりであり、自己点検及び立入検査のいずれにおいても、ほとんどの家畜人工授精所において法令が遵守されるとともに、適正な業務実施が図られていた一方、一部の家畜人工授精所において、

- ① 家畜人工授精用精液とその家畜人工授精用精液証明書の一体的な取扱い
- ② 家畜人工授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付
- ③ 授精証明書の適切な交付に係る対応
- ④ 容器への表示や譲渡等記録簿の記載・保存
- ⑤ 家畜人工授精所の開設者の都道府県知事に対する運営状況の報告に係る対応
- ⑥ 遺伝資源法による知的財産としての価値の保護に必要な契約等による使用者の範囲や目的の制限の明示

等について法令が必ずしも遵守されず適正な業務が行われていないと考えられる状況にありました。

このような状況を看過すると、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の不正流通や和牛の血統矛盾につながるおそれがあることから、遵守の徹底が必要な事項等を下記のとおり取りまとめましたので、貴会会員の家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に指導の徹底をお願いします。

また、本職としては、今後とも家畜人工授精所への増殖法に基づく立入検査の実施等により、精液等の流通の適正化や知的財産としての価値の保護を図っていく所存ですので、併せて周知願います。



## 記

### 1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いについて（増殖法第 13 条及び第 14 条関係）

精液等は、その外観から精液等を採取した家畜などを識別することが困難であるため、増殖法第 13 条により、精液等を採取・処理した獣医師又は家畜人工授精師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「精液証明書等」という。）を添付しなければならない旨規定されるとともに、同法第 14 条により、精液証明書等が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨規定され、精液等と精液証明書等は一体的に取り扱わなければならないこととされています。

また、精液証明書等は、正しく記載されることが前提であり、誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落があるものは、その効力を有しないため、注意願います。

### 2 家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付について（増殖法第 15 条関係）

家畜の改良増殖上、血統の正確な記録が必須であるため、血統を証明する手段を確保する観点から、増殖法第 15 条により、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載し、5 年間保存しなければならない旨規定されています。

また、注入又は移植した精液等に対応する使用済みの精液証明書等は、他の精液等への添付により不正流通に利用されることなどを防止するため、授精証明書又は体内（体外）受精卵移植証明書（以下「授精証明書等」という。）を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付するとともに、使用した精液等のストローは速やかに照合できるように保管する必要があります。

### 3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付について（増殖法第 22 条関係）

授精証明書等の交付に当たっては、家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号。以下「増殖法施行規則」という。）様式第 17 号、第 18 号又は第 19 号により、注入又は移植した精液等に対応した精液証明書等を貼り付けるとともに、授精証明書等を交付した場合、家畜人工授精簿との照合により、確実に血統を証明することができるよう、その写しを書面又は電磁的記録により保管しておく旨規定されています。

また、上記の観点から、授精証明書等の写しは家畜人工授精簿と同様に 5 年間保管してください。

### 4 特定家畜人工授精用精液等に関する規制について（増殖法第 32 条の 4 及び第 32 条の 5 関係）

特定家畜人工授精用精液等の適正な流通を確保する上で、不適切な流通事案が発生した場合にその発生原因と流通範囲を迅速に特定できるようにするため、令和 2 年 10 月の増殖法の改正により、容器への表示（増殖法第 32 条の 4）や譲渡等記録簿の記載・保存（増殖法第 32 条の 5）をしなければならない旨規定されました。

また、容器への表示については、増殖法施行規則第 42 条に規定された内容につ

いて、当該精液等を取り扱う者が迅速に判読できるよう、適切に表示してください。

**5 家畜人工授精所の開設者による都道府県知事に対する運営状況の報告について  
(増殖法第 34 条関係)**

農林水産大臣及び都道府県知事において、家畜人工授精所の監督を適切に行うことができるよう、令和 2 年 10 月の増殖法の改正により、同法第 34 条第 3 項において家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営状況を都道府県知事に報告しなければならない旨規定されました。

また、特定家畜人工授精用精液等については、特にその適正な流通を確保する必要があるものとして、増殖法施行規則様式第 28 号により、月ごとに特定家畜人工授精用精液等の生産数量、譲受数量、譲渡数量、利用数量、廃棄又は亡失した数量及び月末時点の保存数量を整理して記載・報告することとされています。

**6 その他増殖法に基づく精液等の流通適正化のための対応について**

増殖法第 25 条において、家畜人工授精所は家畜人工授精等の業務を的確にかつ衛生的に実施するために必要な構造、設備及び器具を備えることとされています。

また、不正流通等を防止するため、精液等の処理・保管場所については、施錠するなど盗難防止措置を徹底してください。

**7 遺伝資源法に基づく知的財産としての価値の保護のための対応について**

遺伝資源法第 2 条第 1 項において、同法の保護対象となる「家畜遺伝資源」を、「家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等であって、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省で定める行為（以下「契約等」という。）によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したもの」と定義していることから、特定家畜人工授精用精液等について譲渡契約締結の促進を図っています。

また、譲り受けた特定家畜人工授精用精液等を第三者へ譲渡した場合に、当該第三者において家畜遺伝資源生産事業者が契約等により明示した使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を超えて譲渡や使用等がされることがないように、譲受元との契約と同様の内容を当該第三者に対し契約により義務づけてください。

## 和牛遺伝資源関連2法の法令遵守状況に係る自己点検結果及び立入検査結果（令和4年3月31日現在）

### 農林水産省畜産局畜産振興課

家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が令和2年10月に施行されたことを受け、農林水産省では、これら2法の遵守の徹底と家畜遺伝資源の流通管理の適正化を図ってきました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の流行により立入調査の実施が難しい状況に鑑み、家畜改良増殖法に基づく令和2年次の家畜人工授精所等の運営状況報告において、牛の家畜人工授精用精液等を取り扱っている旨の報告のあった4,270か所に対し、令和3年6月に法令遵守や運営状況に係る自己点検の実施を要請しました。

これまでに、3,950か所から自己点検結果の報告があり、120か所は休廃止の状況にあることが確認されました。この他、615か所の家畜人工授精所について、家畜改良増殖法に基づく立入検査を実施しました。この結果、自己点検結果の報告又は立入検査により運営状況を確認した家畜人工授精所は全体の98.5%に相当する4,206か所となっています。

#### 1 家畜人工授精所による自己点検結果（資料1）

##### （1）実施期間

令和3年6月～令和4年3月

##### （2）点検要請対象の家畜人工授精所（家畜の種類：牛）の数

4,270か所（令和2年次運営状況報告）

##### （3）回答が得られた家畜人工授精所の数

3,950か所（この他120か所は休廃止を確認）

##### （4）自己点検事項及び結果概要

###### ・和牛の精液又は受精卵を取り扱う家畜人工授精所数

3,741か所

###### ・家畜改良増殖法に係る点検事項

精液等の適正流通の確保に必要な事項のうち、適正な実施がなされていないとの回答率が高く、指導等が必要と考えられた点検項目は、以下のとおりでした。

###### ① 精液等と証明書の一體的な管理

- ② 授精証明書への精液証明書の添付及び写しの保管
- ③ 精液等の生産に係る取り違え防止のためのマニュアルの作成
- ④ 譲渡等記録簿の記載・保存
- ⑤ 都道府県知事への運営状況報告に係る対応

・家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に係る点検事項

不正競争防止の推進にあたり、適正な実施がなされていないとの回答があり、一層の取組の推進が必要と考えられた点検項目は以下のとおりでした。

- ① 契約等による精液等の使用者の範囲や目的の制限の明示
- ② ①の制限が課せられた精液等を第三者へ譲渡する場合の制限

## 2 立入検査結果（資料2）

### （1）実施期間

令和2年11月～令和4年3月

### （2）実施か所数

615か所

### （3）検査内容

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく帳簿管理、構造・設備・器具管理の実施状況等

### （4）検査結果・改善指導概要

検査の結果、改善のための指導を実施した家畜人工授精所は31か所であり、項目別の改善指導の箇所数（延べ箇所数）は、帳簿管理が29か所、構造・設備・器具管理が2か所、その他が4か所でした。

## 3 今後の取組について

上記の自己点検及び立入検査の結果を踏まえ、家畜人工授精簿の適正な記載・保存や譲渡等記録簿の整備等の再徹底を進めます。

<参考>立入検査及び自己点検の実施状況について

家畜人工授精所数 <sup>※1</sup>	休廃止	立入検査数	自己点検報告数	未報告数 <sup>※2</sup>
4,270か所	120か所	615か所(584か所 <sup>※3</sup> )	3,950(3,502 <sup>※4</sup> )	64

※1 令和2年次に運営状況報告があった牛の家畜人工授精用精液を取り扱う家畜人工授精所数

※2 ※1のうち休廃止、立入検査を実施又は自己点検の報告があったものを除く家畜人工授精所数

※3 ※1のうち立入検査を実施した家畜人工授精所数（令和3年度新規開設した箇所を除く。）

※4 ※1のうち立入検査を実施したものを除き、自己点検の報告があった家畜人工授精所数（令和3年度新規開設した箇所を除く。）

## 家畜人工授精所による自己点検結果

### (1) 実施期間

令和3年6月～令和4年3月

### (2) 自己点検要請対象

牛の家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所

〔ただし、家畜改良増殖法に基づく立入検査の実施により法令遵守状況が明らかとなっている家畜人工授精所等を除く〕

### (3) 回答か所数

3,950か所

### (4) 自己点検事項及び結果概要

○和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の取扱いの有無

取扱いがある	取扱いがない	無回答
3,741 (95.2%)	188 (4.8%)	21

※ ( )内は太字枠内での割合。以下同じ。

<家畜改良増殖法に係る点検事項>

- 1 貴家畜人工授精所の開設許可証（若しくは管理番号等の通知）に記載されている業務の別は次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。）【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】

選択肢	回答数
(1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務	434
(2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務	598
(3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	144
(4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	145
(5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存	3,436
無回答等	18

- 2 貴家畜人工授精所の実際の業務は、次のうちどれに該当しますか。（あてはまるもの全てにチェックして下さい。）

選択肢	回答数
(1) 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務	317
(2) 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務	493
(3) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）	87
(4) 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から	107

未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)	
(5) 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存	3,405
無回答等	22

- 3 家畜人工授精所の開設の許可を得ている「業務の別」と実際の業務の内容は一致していますか。【確認書類等：開設許可証、管理番号等の通知】

はい	いいえ	無回答
3,892 (98.8%)	46 (1.2%)	12

- 4 開設の許可を得た際の、構造・設備・器具に変更はありませんか。【確認書類等：開設許可証申請書(控)、管理番号等の通知】

ない	ある	無回答
3,890 (98.8%)	48 (1.2%)	12

- 5 所有又は委託により保管する精液や受精卵は、液体窒素保存容器内で種雄牛名や採取年月日により区分して保存するなど、証明書に記載されている採取年月日と同じものを使用又は譲渡できるように管理していますか。【通知事項】

はい	いいえ	無回答
3,820 (97.2%)	109 (2.8%)	21

- 6 精液及び受精卵の在庫数を定期的に確認していますか。【確認書類等：運営状況の報告(様式第28号)】

はい	いいえ	無回答
3,784 (96.4%)	143 (3.6%)	23

※赤枠は「いいえ」の回答が3%以上の設問。以下同じ。

- 7 精液又は受精卵に添付された証明書は、未使用のものと既に注入又は移植したものとを区分し、適正に管理・保存していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,799 (96.7%)	129 (3.3%)	22

- 8 6及び7の精液又は受精卵の数と、それぞれに添付された証明書の枚数は一致していますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,819 (97.2%)	109 (2.8%)	22

- 9 精液又は受精卵に添付された証明書の「譲渡・経由の確認」の欄は正しく記載されていますか。【確認書類等：精液証明書、受精卵証明書】

はい	いいえ	無回答
3,882 (98.8%)	47 (1.2%)	21

- 10 貴家畜人工授精所の獣医師又は家畜人工授精師が精液の注入や受精卵の移植を行った時は、家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を速やかに家畜人工授精簿に記録していますか。【確認書類等：家畜人工授精簿（様式第 13 号）精液の注入（その 3）・受精卵の移植（その 7）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,512 (98.9%)	40 (1.1%)	390	8

- 11 10 の家畜人工授精簿には、注入・移植した精液又は受精卵の証明書を添付するなどし、速やかに照合できるように適切に保管していますか。(授精証明書又は受精卵移植証明書の交付前。)  
【確認書類等：家畜人工授精簿（様式第 13 号）精液の注入（その 3）・受精卵の移植（その 7）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,454 (97.4%)	93 (2.6%)	394	9

- 12 授精証明書又は受精卵移植証明書を交付する際に、注入・移植した精液又は受精卵に添付されていた証明書を交付する授精証明書又は受精卵移植証明書に貼り付けるとともに、その写しを書面又は電磁的記録により保管していますか。【確認書類等：授精証明書（様式第 17 号）、体内受精卵移植証明書（様式第 18 号）、体外受精卵移植証明書（様式第 19 号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,350 (95.9%)	142 (4.1%)	450	8

- 13 精液又は受精卵を生産（処理）した際には、種付台帳又は家畜人工授精簿に採取や処理、生産に関する事項を速やかに記載していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第 4 号）精液の採取等（その 3：自ら飼養する種畜の場合）、家畜人工授精簿（様式第 13 号）精液の採取及び処理（その 2：他者が飼養する種畜の場合）・体内受精卵の採取及び処理（その 5）・体外受精卵の生産（その 6）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,196 (99.0%)	12 (1.0%)	2,730	12

- 14 令和 2 年 10 月 1 日以降に、和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を生産した際には、容器（ストロー）に必要事項を表示をしていますか。

はい	いいえ	該当なし	無回答
776 (98.5%)	12 (1.5%)	3,151	11

- 15 精液又は受精卵の処理（生産）を行っている場合には、異物混入や取り違えを防止するためのマニュアル等を作成していますか。【推奨事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
604 (73.4%)	219 (26.6%)	3,115	12

- 16 種付台帳及び家畜人工授精簿は、5 年間保存していますか。【確認書類等：種付台帳（様式第 4 号）、家畜人工授精簿（様式第 13 号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,427 (97.6%)	84 (2.4%)	430	9

- 17 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を取り扱う家畜人工授精所の開設者に義務づけられた「譲渡等記録簿」を記載していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,940 (93.1%)	218 (6.9%)	781	11

- 18 「譲渡等記録簿」を様式第24号以外の様式で管理している場合、様式第24号の事項を網羅し、速やかに照合できるように管理していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,742 (94.4%)	163 (5.6%)	1,034	11

- 19 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を譲渡又は譲受する相手先が、家畜人工授精所を開設しているか否かを確認していますか。【確認書類等：譲渡等記録簿（様式第24号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,957 (97.7%)	70 (2.3%)	914	9

- 20 全ての家畜人工授精所の開設者は、毎年、都道府県知事に運営状況の報告をしなければならないことをご存じですか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号及び様式第29号）】

はい	いいえ	無回答
3,749 (95.2%)	188 (4.8%)	13

- 21 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）についての運営状況の報告は、月毎に、生産数量・譲受数量・譲渡数量・利用数量・廃棄又は亡失数量・月末の保存数量を整理して報告する必要がありますが、それが可能となるように帳簿等を管理していますか。【確認書類等：運営状況の報告（様式第28号）】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,302 (93.7%)	222 (6.3%)	410	16

- 22 令和2年10月1日（法施行）時点で家畜人工授精所において保存（処理）されていない精液又は受精卵の譲受や譲渡はありませんか。

ない	ある	無回答
3,926 (99.7%)	13 (0.3%)	11

- 23 家畜人工授精簿に添付した精液又は受精卵の証明書やストローを処分する際は、不正利用がされないような措置をしていますか。【通知事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
3,250 (97.5%)	84 (2.5%)	605	11

<家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に係る点検事項>

- 24 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により、使用者の範囲や目的の制限を明示する取組が進められていることはご存じですか。【通知事項】

はい	いいえ	無回答
3,673 (93.3%)	265 (6.7%)	12

- 25 生産した和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、契約等により使用者の範囲や目的の制限を明示して販売していますか。【通知事項】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,256 (94.2%)	77 (5.8%)	2,607	10

- 26 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入する際は、制限の内容について購入先と合意をしていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】

はい	いいえ	該当なし	無回答
2,802 (97.8%)	63 (2.2%)	1,076	9

- 27 契約等により使用者の範囲や目的の制限がされている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）を購入し、他者に譲渡する際は、相手に対し、同様の制限を義務づけていますか。【確認書類等：契約約款、定型約款、売買契約書等】

はい	いいえ	該当なし	無回答
1,819 (95.5%)	86 (4.5%)	2,035	10

- 28 契約等により使用者の範囲や目的が制限されている和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）について、使用者の範囲や目的を逸脱しているにもかかわらず、これを所有していませんか。

所有していない	所有している	無回答
3,934 (99.9%)	4 (0.1%)	12

- 29 「家畜人工授精簿」や「譲渡等記録簿」等は、どのような方法で記載していますか。

パソコン等	紙	該当なし	無回答
1,443 (31.6%)	3,118 (68.4%)	136	70

- 30 令和2年に家畜改良増殖法が改正されたことや、家畜遺伝資源法が制定されたことをご存じでしたか。

はい	いいえ	無回答等
3,814 (98.3%)	66 (1.7%)	70

- 31 和牛の精液又は受精卵（特定家畜人工授精用精液等）の輸出や使用済みの証明書の売買・無償譲渡等を持ちかけられるなど、不正流通の勧誘等を受けた事がありますか。

ない	ある	無回答
3,859 (99.3%)	26 (0.7%)	65

## 家畜人工授精所への立入検査結果

### 1 実施期間

令和2年11月～令和4年3月

### 2 実施箇所数

615か所

### 3 立入検査内容

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく帳簿管理、構造・設備・器具管理その他の実施状況

### 4 立入検査・改善指導の概要

立入検査の結果、改善指導を実施した家畜人工授精所は31か所（5.0%）

改善指導を行った主な指摘事項は以下のとおり（箇所数は延べ数）

#### （1）帳簿管理（29か所）

#### ① 家畜人工授精用精液等と家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いに係る事項（18か所）

- ・ 家畜人工授精用精液証明書等について、家畜人工授精用精液等と一体的な譲渡・使用・保存がされていない
- ・ 家畜人工授精用精液証明書について未使用のものと使用済みのものが区分されていない
- ・ 家畜人工授精用精液証明書に必要な記載がされていない
- ・ 家畜体内受精卵について、授精に使用された家畜人工授精用精液証明書の原本を確認せずに採取・処理を行っている

#### ② 家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付に係る事項

（18か所）

- ・ 家畜人工授精簿が適切に記載・保存されていない
- ・ 授精証明書等の交付前において、使用済みの家畜人工授精用精液証明書又は家畜人工授精用精液等の容器（ストロー）が家畜人工授精簿に添付されていないなど、適切に保存されていない

#### ③ 授精証明書及び受精卵移植証明書の適切な交付に係る事項（5か所）

- ・ 発行した授精証明書、体内・体外受精卵移植証明書の写しが保管されていない

④ 特定家畜人工授精用精液等に関する規制に係る事項（8か所）

- ・ 譲渡等記録簿の記載・保存がされていない

(2) 構造・設備・器具管理（2か所）

- ・ 家畜人工授精用精液や授精器具等の保管に係る衛生環境の確保が一部適切でない
- ・ 施錠可能な家畜人工授精用精液等の保管庫が整備されていない

(3) その他の事項（4か所）

① 家畜人工授精用精液等と家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いに係る事項（1か所）

- ・ 家畜人工授精用精液や家畜受精卵の生産において、異物混入や取り違えを防止するためのマニュアル等が整備されていない

② 特定家畜人工授精用精液等に関する規制に係る事項（3か所）

- ・ 特定家畜人工授精用精液等の容器（ストロー）に適切な表示がされていない

③ その他の事項（1か所）

- ・ 開設許可証が備え置かれていない

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の  
遵守の徹底に係る参考資料

- 1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いについて（家畜改良増殖法第13条及び第14条関係）
  - (1) 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱いの確実な実施を図るために留意すべき事項
    - ・「家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取り扱いの確実な実施について」（令和3年1月22日付け2生畜第1665号-1農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-2.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-2.pdf)）
    - ・「家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について」（令和元年7月26日付け元生畜第441号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-9.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-9.pdf)）記（1）「家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理」
  - (2) 家畜人工授精用精液等の不正流通の防止を図るために、獣医師及び家畜人工授精師及び牛の飼養者が留意すべき事項
    - ・家畜改良増殖法施行規則様式第7号その一（備考9）、様式第8号その一（備考8）、様式第9号その一（備考8）
    - ・「家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について」（令和3年10月11日付け3畜産第838号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-15.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-15.pdf)）
    - ・パンフレット「家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について」
      - ①農家の皆様へ（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku\\_iden-29.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku_iden-29.pdf)）
      - ②獣医師・家畜人工授精師の皆様へ（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku\\_iden-27.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku_iden-27.pdf)）
  - (3) 家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の採取及び処理等の工程において、他の家畜から採取した精液等との取り違えや誤った混合を防止するために留意すべき事項
    - ・「家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の適切な処理等のための家畜人工授精所等に対する指導について」（令和3年6月22日付け3生畜第541号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-16.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-16.pdf)）
  - (4) 正規の家畜人工授精用精液証明書等が添付されていないこと等により、適正な譲渡等ができない状況にある家畜人工授精用精液等や、対応する家畜人工授精用精液等に添付されていない家畜人工授精用精液証明書を廃棄又は処置すること

条の4関係)」

(2) 譲渡等記録簿の様式等

- ・家畜改良増殖法施行規則第44条、様式第24号その1又はその2

5 家畜人工授精所の開設者の都道府県知事に対する運営状況の報告について  
(家畜改良増殖法第34条関係)

家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等

- ・家畜改良増殖法施行規則第49条、様式第28号、様式第29号

6 その他増殖法に基づく精液等の流通適正化のための対応について

家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ衛生的に実施するために必要な家畜人工授精所の構造、設備等

- ・家畜改良増殖法施行規則第35条

7 家畜遺伝資源法に基づく知的財産としての価値の保護のための対応について  
特定家畜人工授精用精液等の譲渡の際に締結すべき契約のひな形

- ・「家畜人工授精用精液等譲渡契約条項例(契約のひな形)について」(令和元年9月30日付け元生畜第814号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知) ([https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-11.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-11.pdf))

【周知用資料】

○パンフレット「我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために」

- (1) 和牛遺伝資源の管理・保護のための制度について
- (2) 家畜改良増殖法に基づき、精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう。
- (3) 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(家畜遺伝資源法)に基づき和牛遺伝資源を保護しましょう。
- (4) 家畜改良増殖法に基づく精液・受精卵の流通管理に「精液等情報システム」が活用できます。

○参考資料「和牛改良・遺伝資源をめぐる情勢 令和4年5月」

([https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku\\_iden-32.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/kachiku_iden-32.pdf))

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

# 我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために

## 和牛遺伝資源の管理・保護のための制度について

**和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護のため、以下の2法による制度が整備されています。**

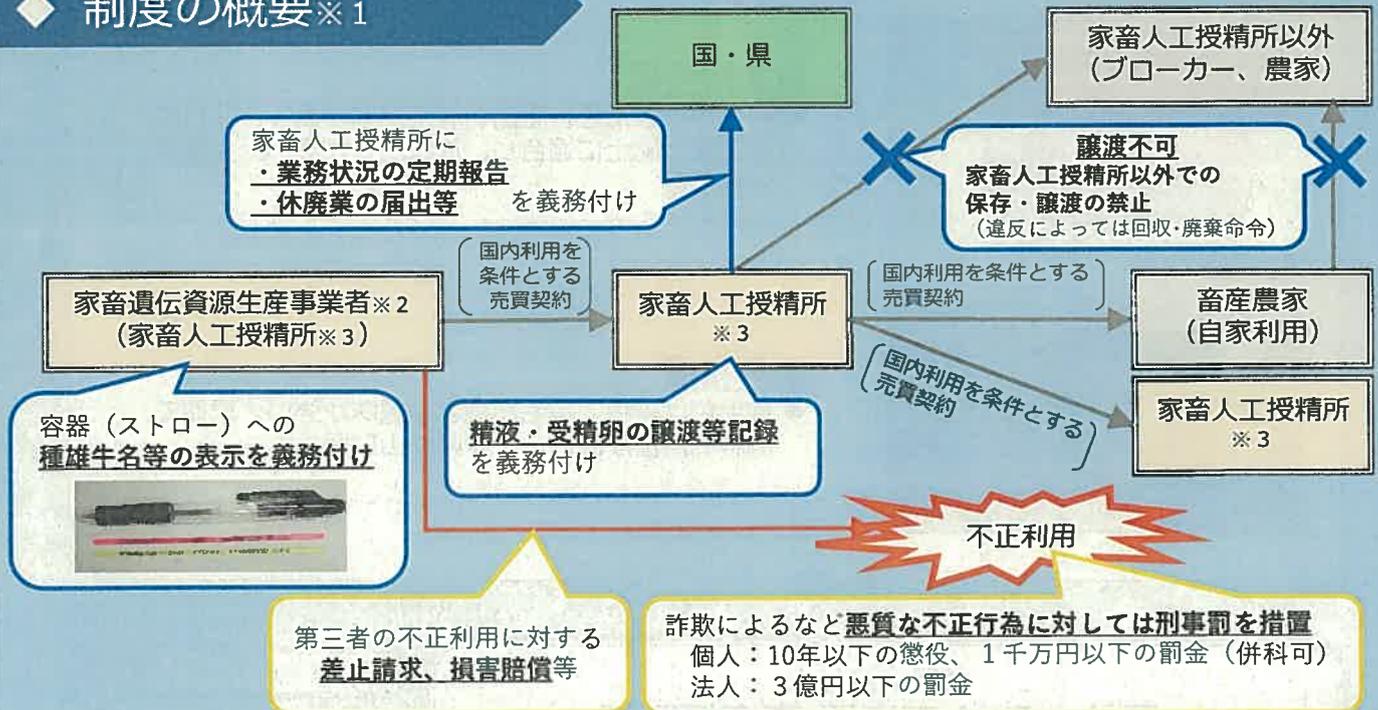
### ① 家畜改良増殖法

➔ 精液・受精卵の流通規制

### ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

➔ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる仕組み（差止・損害賠償請求、刑事罰）

### ◆ 制度の概要※1



※1 本図は、家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正流通の防止に関する法律に基づく制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜 (裏面参照) に係る制度の概要である。

※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液、受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。

※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

注) 青色は「家畜改良増殖法」による規制内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

## ◆ 制度の対象となる特定家畜について

- 家畜人工授精用精液・受精卵のうち、経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを、品種ごとに「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定します。
- 具体的には、和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種が指定されています。



### 黒毛和種

- ◆ 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、我が国の最も主要な品種。肉質は特に脂肪交雑（いわゆる「サシ」）の面で優れる。



### 褐毛和種

- ◆ 被毛色は黄褐色から赤褐色。体質は強健で、特に耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は熊本県及び高知県。



### 日本短角種

- ◆ 被毛色は濃褐色。粗飼料利用効率が高く、北日本の気候、風土に適合し、放牧適性が高い。主産県は岩手県。



### 無角和種

- ◆ 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。早熟で、飼料利用性が高い。主産県は山口県。

お問い合わせ先  
農林水産省 畜産局 畜産振興課  
家畜遺伝資源管理保護室

電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省  
ホームページ

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

# 我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜改良増殖法に基づき、**精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう**

特にご留意いただきたい事項



精液・受精卵生産事業者



家畜人工授精師・獣医師



畜産農家



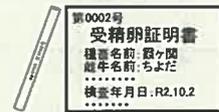
家畜人工授精所

不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い



- ✓ 精液・受精卵の譲渡・使用には正しい証明書が必要です。  
このため、
- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう適切に区管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵のみ又は証明書のみでの譲渡はできません。
- ④ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。



家畜人工授精簿の適切な記載・保存

師

- ✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確に記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管してください。

授精証明書・移植証明書の適切な交付

師

- ✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に必要で重要な証明書です。
- ① 精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- ② 交付した写しを5年間保管してください。
- ③ 家畜人工授精等に実際に使用した精液等の証明書以外の証明書の流用はできません。



・精液証明書等の裏面が確認できるように貼り付けてください。

・容器と証明書の記載内容が一致しているか確認してください。

裏面もご覧ください ↓

# 和牛の精液等（家畜人工授精用精液等）の取扱いについて

特定家畜人工授精用精液等への表示義務（家畜改良増殖法施行規則第42条、43条）

生産

✓ 容器に下記の内容を判りやすく表示してください。

対象物	表示が義務付けられている事項
家畜人工授精用精液	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 雄畜の名前または個体識別番号</li> <li>✓ 採取年月日</li> </ul>
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号</li> <li>✓ 雄畜及び雌畜の名前または個体識別番号</li> <li>✓ 受精卵の採取・検査年月日</li> </ul>

受精卵証明書番号でも可。

※ ストローへの表示方法：容器への直接表示またはラベル貼付

## 家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

（家畜改良増殖法第32条の5、様式第24号その1）

生産所

✓ 譲渡先、譲受元を適切に記載し、10年間保存してください。

受精卵についても同様の記録簿を作成。（様式第24号その2）

譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡・譲受等の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							

以下の番号を記入。  
 1 有 2 無  
 2 の場合は具体的な相手方（自家利用の畜産農家、学術目的など）を備考欄に記入。

以下の番号を記入。  
 1 譲渡 3 廃棄  
 2 譲受 4 亡失

※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

## 家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

（家畜改良増殖法施行規則第49条、様式第28号）

生産所

✓ 月毎に必要なデータを整理し、報告してください。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年 月 1日から12月 日の家畜人工授精所の業務に関する報告書です。

提出日： 年 月 日

毎年4月末までに都道府県に報告。

・和牛以外については様式第29号により提出

1 家畜人工授精所の管理番号  
 2 家畜人工授精所の名称及び所在地  
 3 家畜人工授精所の業務の別  
 4 報告対象物  
 5 前年12月31日時点の保存数量  
 6 家畜人工授精所の業務の状況

（単位：本）	年	1月	2月	3月	4月	5月
生産数量						
譲受数量						
譲渡数量						
利用数量						
廃棄又は亡失した数量						
月末時点の保存数量						
備考						

・4には以下の番号を記入。  
 1 家畜人工授精用精液  
 2 家畜受精卵  
 ・両方の業務を行っている場合は別個に報告。

譲受・譲渡には、委託による保存のための搬出入を含む。

・3には以下の番号を記入。  
 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務  
 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務  
 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（と畜場由来）  
 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（生体由来（OPU））  
 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存  
 ・複数の業務を行っている場合は列挙。

◎ 各種帳簿の記載や証明書の発行等について、精液等情報システム(全国システム)の活用が可能です (<https://www.lgrm.jp/imart/login>)

お問い合わせ先

〇〇県 農林水産部 畜産課 〇〇グループ  
 電話：012-345-6789 メール：xxxxxx@xx.pref.lg.jp

農水省 家畜遺伝資源

検索



農林水産省  
ホームページ

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

# 我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

(家畜遺伝資源法) に基づき和牛遺伝資源を保護しましょう。

和牛の精液・  
受精卵の生産事業者  
の皆様へ

この法律に基づき、**知的財産としての価値の保護**を受けるため、和牛の精液・受精卵を譲渡するときには、**契約等により、使用可能な範囲・目的を明示**しましょう。

家畜人工授精師、  
獣医師や畜産農家等  
の皆様へ

契約等により示された**使用可能な範囲・目的を守って使用・譲渡等**を行い、**知的財産としての価値**を守りましょう。

## 不正流通の防止及び価値の保護のための措置

- ✓ **和牛の精液・受精卵**について、知的財産としての価値の保護の観点から、
  - ① **詐欺・窃盗により取得、譲渡等**することや、他人から預かったものを**不正に取得、使用、譲渡等**すること
  - ② **契約に違反して使用、譲渡等**すること
  - ③ ①、②を使って**生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等**すること
  - ④ ③を使って**生産された子牛(孫牛)や精液・受精卵を譲渡等**すること
  - ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

これらに該当する行為に関して、**差止請求、損害賠償請求**が可能となっています。



- ✓ このほか、民事訴訟手続きの負担軽減が図られるとともに、裁判所による信頼回復のための措置命令の対象となります。

## 罰則の適用

- ✓ 不正競争への抑止力強化のため、悪質性の高い**不正行為**については、**罰則が適用**されます。

〔 個人の場合：10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金  
法人の場合：3億円以下の罰金 〕

裏面もご覧ください ↓

# 和牛の精液・受精卵の使用の範囲や目的の明示について

◎ 契約の締結により使用の範囲や目的を明らかにしないと、この法律による知的財産としての価値の保護を受けられません。

(例) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第〇条 国外利用及び目的外利用の禁止  
譲受者は、当該精液等を、日本国外で利用してはならない。

第〇条 第三者への譲渡  
譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

(別添) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書 年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

・ 定型約款（不特定多数と効率的に契約を結ぶ方法）もご活用下さい。

・ 第三者に譲渡等する場合には、譲受元との契約と同様の内容を当該第三者に義務づけましょう。

◎ 和牛の精液・受精卵の生産者の方は盗難等の被害にも備えるため、以下に取り組みましょう。

## ① 定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによる明示

定型約款による場合、その**定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによって明示することも可能**です。



## ② 家畜人工授精用精液証明書等への利用制限の記載による明示

第 号 (番号又は記号) (例)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級
名前	〇〇〇 (P黒XXX)		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原XXXX		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日	2.10.1		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	〇県△市◇町XX 〇〇〇〇		印
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	第XXXXXX号 〇県△市◇町XX 〇〇〇〇		印

※ 本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、〇〇以外の目的での譲渡・利用は禁止する。

・ 利用制限の概要がわかるよう、証明書の様式に記載することも可能です。

・ 家畜受精卵証明書も同様です。

・ 精液ストローに「(R)」と表示することで、この精液に利用制限があることを示すことも有効です。

## ③ 精液ストロー等への利用制限の表示による明示

ノウリントロウ 2020. 10. 01 (R)

雄畜の名前または個体識別番号 採取年月日 利用制限の表示※

※ (R) は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称 (Restricted = 制限付き) です。契約に基づいた表示を推奨しています。

お問い合わせ先  
〇〇県 農林水産部 畜産課 〇〇グループ  
電話：012-345-6789 メール：xxxxxx@xx.pref.lg.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省  
ホームページ

家畜人工授精所開設者、家畜人工授精師・獣医師等の皆様へ

# 我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために

家畜改良増殖法に基づく精液・受精卵の流通管理に「精液等情報システム」が活用できます。

## ◆ 機能① 各種帳簿の入力・管理・出力ができます。

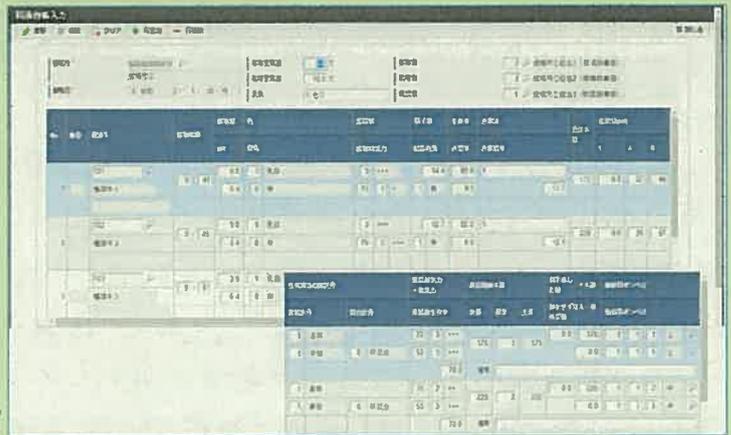
○種付台帳・家畜人工授精簿に係る情報の入力・管理・出力

○譲渡等記録簿に係る情報の入力・管理・出力

注入した胎畜	番 号							
	名 稱							
	家畜登録機関名及び登録番号							
	種 別 及 び 品 種							
	毛 色 及 び 特 徴							
	生 年 月 日	年	月	日				
注入胎畜	飼養者の氏名又は名付及び住所							
	注 入 年 月 日	年	月	日	年	月	日	
	種 畜 の 名 前							
精液証明書	家畜人工授精用精液証明書番号							
	発 行 年 月 日	年	月	日	年	月	日	
	番 号							

※式部十七号  
その三(家畜人工授精用胎畜の注入に関する事項)

家畜人工授精簿



精液処理台帳入力画面

## ◆ 機能② 各種証明書を発行することができます。

○家畜人工授精用精液証明書・家畜受精卵証明書の発行

○授精証明書・受精卵移植証明書の発行

家畜体内受精卵証明書	
発行者	氏名
発行者	住所
発行者	電話番号
発行者	登録番号
発行者	発行年月日
発行者	発行場所
発行者	発行内容
発行者	発行理由
発行者	発行結果
発行者	発行備考

家畜体内受精卵証明書

授精証明書	
発行者	氏名
発行者	住所
発行者	電話番号
発行者	登録番号
発行者	発行年月日
発行者	発行場所
発行者	発行内容
発行者	発行理由
発行者	発行結果
発行者	発行備考

授精証明書

